

事務連絡  
令和3年6月23日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
総務部

### 職場における積極的な検査等の実施について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る5月28日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、(略)職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされたところ、今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり、職場における抗原検査簡易キット等を活用した積極的な検査等を実施する際の実施手順を参考にしつつ、積極的な取組がなされるよう周知・働きかけの依頼が、国土交通省自動車局を通じてなされました(添付のとおり)。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

#### 《添付資料》

- ・国土交通省自動車局 事務連絡(令和3年6月15日付け)
- ・(別添)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡(R3.6.1)  
「職場における積極的な検査等の実施について」